

③内容評価基準

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1- (1) 自己決定の尊重		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A①	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b	☐	ア	利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく個別支援を行っている。
	判断した理由・特記事項等 利用者一人ひとりの意向に沿った個別支援計画に応じた計画を作成し、主体的な活動を通して個人能力が発揮される支援を行っています。利用者の要望、希望に沿った個別メニューを作成し、主体的な生活を通し個人能力が発揮できる支援を行っています。定期的に利用者の意見や希望を尊重しながら、ルールを定期的に見直し、委員会を開催し利用者が主体的に選択や決定ができる支援を行っています。コミュニケーションが取れない利用者へ、可能な範囲内で話し合う努力を期待いたします。		☒	イ	利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重しながら、その発展を促すように支援を行っている。
			☒	ウ	趣味活動、衣服、理美容や嗜好品等については、利用者の意思と希望や個性を尊重し、必要な支援を行っている。
			☐	エ	生活に関わるルール等については、利用者話し合う機会(利用者同士が話し合う機会)を設けて決定している。
			☒	オ	利用者一人ひとりへの合理的配慮が、個別支援や取組をつうじて具体化されている。
			☒	カ	利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会が設けられている。
A②	② 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	☒	ア	利用者の心身の状況、生活習慣や望む生活等を理解し、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っている。
	判断した理由・特記事項等 職員は利用者の希望を聞き取り、心身の状態や望む生活を聞き取り、自立に配慮した個別支援計画を行っています。利用者が主体的に作業活動に参加できる仕組みで、状況に応じた内職や外部就労支援を行っています。退所後の住まい探しのサポートのほか、福祉サービスを利用しながら生活が続けられる支援を行っています。施設からの通所事業や支援事業(たまりばクラブ)を行い、退所後も支援継続に努めています。行政手続きをする利用者同行し、市役所等の手続きを支援を行っています。その他福祉サービスの利用、死亡時の手続き支援も行っています。		☒	イ	利用者が自力で行う生活上の行為は見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に支援している。
			☒	ウ	自律・自立生活のための動機づけを行っている。
			☒	エ	生活の自己管理ができるように支援している。
			☒	オ	行政手続、生活関連サービス等の利用を支援している。
			☒	カ	必要に応じて他法による福祉サービスを利用できるよう支援している。
			☒	キ	利用者が死亡した際の手続き等を確認し、適切に実施している。
A③	③ 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	☒	ア	利用者の心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法によりコミュニケーションがはかられている。
	判断した理由・特記事項等 言葉でのコミュニケーションが取れない利用者とは定期的に手話通訳を依頼したり、筆談など取り入れ、工夫を凝らし、個別支援計画に応じた支援構築に努めています。意思表示や伝達が困難な利用者には、情報過多にならないように作業工程を教えた支援に努めています。自分の意見を述べたり、他者との意見交換ができる環境づくりに向けた取り組みを支援しています。		☒	イ	コミュニケーションが十分ではない利用者への個別的な配慮が行われている。
			☒	ウ	意思表示や伝達が困難な利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための取組を行っている。
			☒	エ	利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援を行っている。
			☒	オ	必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの支援や工夫を行っている。
A④	④ 利用者の自己決定を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	☒	ア	利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けている。
	判断した理由・特記事項等 言葉でのコミュニケーションが取れない利用者とは定期的に手話通訳を依頼したり、筆談など取り入れ、工夫を凝らし、個別支援計画に応じた支援構築に努めています。意思表示や伝達が困難な利用者には、情報過多にならないように作業工程を教えた支援に努めています。自分の意見を述べたり、他者との意見交換ができる環境づくりに向けた取り組みを支援しています。		☒	イ	利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明を行っている。
			☒	ウ	利用者の自己決定の支援を適切に行っている。
			☒	エ	相談内容について、関係職員による検討と理解・共有を行っている。
			☒	オ	相談内容をもとに、個別支援計画への反映と支援全体の調整等を行っている。

福祉サービス第三者評価調査報告書 滋賀保護院 2025年度版

③内容評価基準

A⑤	⑤ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	☒	ア	個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動（支援・メニュー等）の多様化をはかっている。
	判断した理由・特記事項等 個別支援計画の作成は利用者と目標設定を行い、目標に向かって取り組むことができる、環境づくりに取り組んでいます。今後どのように自分自身の進む方向性をくみ取り、職員は相談や悩み事を聞き取り、自己決定や選択ができる支援に努めています。相談内容の経過を振り返り、共通認識を持って利用者に寄り添った取り組みを支援しています。		☒	イ	利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っている。
			☒	ウ	利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供されている。
			☒	エ	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を行っている。
			☒	オ	地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に応じた利用支援を行っている。
			☒	カ	個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っている。
A⑥	利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b	☒	ア	利用者の居室や日中活動の場等は、安心・安全に配慮されている。
	判断した理由・特記事項等 築45年の古い建物であり改修は難しいが、不具合が生じた箇所の修繕をし、施設の整備に努めています。又、消防設備、館内消毒、空調設備の安全管理に努めています。共用部分の廊下、食堂等は職員利用者が清掃し、清潔に保ち徹底した衛生管理に取り組んでいます。将来的にはプライバシー確保に向けた改修工事を期待いたします。		☒	イ	居室、食堂、浴室、トイレ等は、清潔、適温と明るい雰囲気を保っている。
			☐	ウ	利用者が思い思いに過ごせるよう、また安眠（休息）できるよう生活環境の工夫を行っている。
			☒	エ	他の利用者に影響を及ぼすような場合、一時的に他の部屋を使用するなどの対応と支援を行っている。
			☐	オ	生活環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。
A-1-（2） 権利侵害の防止等		自己評価結果	☒	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
A⑦	① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a	☒	ア	権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。
	判断した理由・特記事項等 虐待ゼロを宣言し、虐待禁止・身体拘束禁止に関する指針ニュアルを明記し、職員全員に徹底しています。職員会議などで虐待防止について啓発するとともに、セルフチェックリストを通し職員の理解や意識づけを図っています。侵害が発生した時は「苦情虐待防止委員会」で検討し解決に向け対応し人権擁護に繋げています。		☒	イ	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
			☒	ウ	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。
			☒	エ	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。
			☒	オ	権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
			☒	カ	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。

A-2 生活支援

A-2-(1) 日常的な生活支援		自己評価結果	☒	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
A⑧	① 利用者の障害・疾病等の状況に応じた適切な支援を行っている。	a	☒	ア	職員は支援に必要な専門知識の習得と支援の向上をはかっている。
	判断した理由・特記事項等 日々利用者の健康、精神状態を観察しケアワーカー、看護師嘱託医と連携して、不安や原因を考え利用者に寄り添った支援を行っています。個別支援計画に反映させた、支援方法を職員間で話し合い共有し取り組みを実施しています。外部研修で職員は「精神障害者支援実践講座」を受講し、研修内容を職員間で共有し実施しています。		☒	イ	利用者の障害等による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。
			☒	ウ	利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応を行っている。
			☒	エ	行動障害など個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等にもとづき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。
			☒	オ	利用者の障害等の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。
A⑨	② 利用者の個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a	☒	ア	利用者の心身の状況に応じて入浴支援や清拭等を行っている。
	判断した理由・特記事項等 利用者の個別支援計画を作成し、利用者の状況に応じた生活支援を行っています。		☒	イ	利用者の心身の状況に応じて排せつ支援を行っている。
			☒	ウ	利用者の心身の状況に応じて移動・移乗支援を行っている。
A⑩	③ 利用者の嗜好や心身の状況にあわせて食生活を支援している。	a	☒	ア	食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として、おいしく食べられるように工夫されている。
	判断した理由・特記事項等 嗜好調査を年2回行い、給食委員会を行い、調査結果を考慮した献立に努めています。栄養バランスを考慮し味付の工夫をしたり、選択食、行事食を取り入れた提供支援を行っています。利用者の心身の状況に合わせ普通、刻み、ペースト状に分け誤嚥窒息などの事故防止に繋げています。		☒	イ	食事を選択できるよう工夫している。
			☒	ウ	食事の環境と雰囲気づくりに配慮している。
			☒	エ	利用者の心身の状況に応じて食事の提供と支援等を行っている。
			☒	オ	誤嚥、窒息など食事での事故発生の対応方法や衛生管理の体制を確立し、日頃から確認と徹底を行っている。

③内容評価基準

A-2-(2) 機能訓練・生活訓練		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑪	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b	☒	ア	生活動作や行動のなかで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っている。
判断した理由・特記事項等 掃除、洗濯等の当番活動や野菜づくり、小物製品の製作活動を通じて、生活機能訓練の支援を行っています。ただ、そうした活動の場は、未だに限られた人や活動に限定され、利用者全員のものになっていません。今後、専門職の活用を一層図り充実した訓練となることを期待いたします。			☒	イ	利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう工夫している。
			☐	ウ	利用者の障害の状況に応じて専門職の助言・指導のともに機能訓練・生活訓練を行っている。
			☒	エ	利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練を行っている。
			☒	オ	定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っている。

福祉サービス第三者評価調査報告書 滋賀保護院 2025年度版

③内容評価基準

A-2-(3) 健康管理・医療的な支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑫	① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a	☒	ア	日頃から支援のさまざまな場面をつうじて、利用者の健康状態の把握に努めている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	医師又は看護師等による健康相談や健康面での説明の機会を定期的に設けている。
	嘱託医・看護師・ケアワーカー等が、日頃から様々な場面を通じて利用者の健康状態の把握に努めています。週1回、診察日を設け、健康相談や病状等の診察を行い、健康の維持・増進のためのアドバイスを行っています。また、嘱託医による心肺蘇生(AED講習)訓練を行い、緊急時の対応に備えています。		☒	ウ	利用者の障害・疾病の状況にあわせた健康管理の支援や健康の維持・増進のための工夫を行っている。
			☒	エ	利用者の体調変化等における迅速な対応のための手順、医師・医療機関との連携・対応を適切に行っている。
			☒	オ	利用者の健康管理等について、職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。
A⑬	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a	☒	ア	医療的な支援の実施についての考え方(方針)と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	服薬等の管理(内服薬・外用薬等の扱い)を適切かつ確実にしている。
	日頃から看護師を中心に、服薬管理や慢性疾患のある利用者への支援を行っています。また、必要に応じてケアワーカーが通院の付き添い支援を行い、医師からの説明を聞き取っています。嘱託医によるノロウイルスへの対応研修を開催したりして、通常の食中毒による消毒作業との違いを明白にするなど、研鑽を深めています。		☒	ウ	慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については、医師の指示にもとづく適切な支援や対応を行っている。
			☒	エ	利用者の通院、入院などを適切に支援している。
			☒	オ	医師や看護師の指導・助言のもと安全管理体制が構築されている。
			☒	カ	医療的な支援に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。

A-3 自立支援

A-3-(1) 社会参加の支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑭	① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b	☐	ア	利用者の希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	利用者の外出・外泊や友人との交流等について、利用者を尊重して柔軟な対応や支援を行っている。
	地元自治会や関係機関が行う行事(お祭り・清掃活動・子ども食堂)にスムーズに参加できるよう呼びかけたり、単独外出を認めたりして、社会参加を促しています。しかし、未だ、将来を見越した資格取得にまでは高まっていません。		☒	ウ	利用者の希望と意向を尊重して資格取得等の学習支援を行っている。
			☒	エ	利用者の社会参加の意欲を高めるための支援と工夫を行っている。
			☐	オ	利用者の社会参加の意欲を高めるための支援と工夫を行っている。
A-3-(2) 就労支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑮	① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	b	☒	ア	利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組や工夫を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	利用者一人ひとりの障害に応じた就労支援を行っている。
	利用者の内部就労としては、地元企業からの支援を受け、内職を請け負い、収入を得ることで働く意欲に繋がっています。また、院内当番活動(洗濯・院内清掃・リース交換・食堂・トイレ当番等)に参加したり、施設内で製作した小物(アクセサリ等)を地域のイベントで販売することで、協同の精神を培うとともに社会参加への自信に繋がっています。しかし、その活動は、利用者全員への広がりはなっていません。今後の展開に期待されます。		☒	ウ	利用者の意向や障害の状況にあわせて、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上を支援している。
			☒	エ	働く意欲の維持・向上のための支援を行っている。
			☐	オ	仕事や支援の内容について、利用者と定期的な報告と話し合いを行っている。
			☐	カ	地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている。
			☐	キ	地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている。
A-3-(3) 家族等との連携・支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑯	① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	a	☒	ア	家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っている。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っている。
	保護院行事に家族にも参加を呼びかけ、ともに楽しむ機会を設けているが、交流が実現する利用者は少ない。それぞれの人生の中で、家族関係が疎遠になっている利用者が大半を占めているからです。病気や事故など、不慮の事態の発生時には、福祉事務所や後見人に連絡を取り、可能な限り家族にも繋げるよう配慮しています。しかし、願いは叶わない厳しい現実があります。現在、そうした現実を前に、利用者の孤立がこれ以上進まないよう支援のあり方を工夫・改善する取組を積み重ねています。		☒	ウ	利用者の生活や支援について、家族等と交流する機会を設けている。
			☒	エ	家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っている。
			☒	オ	利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールが明確にされ適切に行われている。
			☒	カ	帰省(外泊等)中の利用者と家族等の支援を行っている。
			☒	キ	利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。
			☐	ク	利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。

福祉サービス第三者評価調査報告書 滋賀保護院 2025年度版

③内容評価基準

A-3-(4) 地域生活への移行と地域生活の支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑰	① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	☒	ア	利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。
	判断した理由・特記事項等		☒	イ	利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。
	地域生活への移行を希望する利用者に対しては、金銭管理・食生活・通院治療・服薬等課題となっている事柄に対応できる力が身につくよう、自立生活準備支援を行っています。また、必要に応じて、施設外に借り上げたアパートでの住宅生活訓練も行い、地域生活への移行支援を施しています。グループホーム一人暮らし、就労について、利用者の意向を聞き入れた支援を行っています。		☒	ウ	地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されている。
			☒	エ	地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。
			☒	オ	地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等と連携・協力している。

A-4 地域の生活困窮者支援

A-4-(1) 地域の生活困窮者の支援		自己 評価結果	☒		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
A⑱	① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。	b	☒	ア	地域の生活問題や生活困窮者等について、職員の学習や協議する機会を設けている。
	判断した理由・特記事項等		☐	イ	地域の生活困窮者等の支援について、地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換している。
	市・市の社会福祉協議会・学区の民生委員児童委員協議会との間で情報交換を行い、地域実態の把握に努めています。当院の独自な取組としては、「訪問事業」や「たまりばクラブ」の開催があります。ひとたび退所しても支援の窓口は塞がないよう支援活動の継続を図っています。今後の施設外支援の更なる充実を願っているところです。就労移行支援事業との連携を図り個々の支援を期待いたします。		☒	ウ	生活困窮者等の支援における救護施設の専門性や支援ノウハウを関係機関等と共有している。
			☒	エ	地域の生活困窮者等を支援するための事業・活動を実施している。
			☒	オ	地域の生活困窮者等の支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力している。